

都留市会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例及び都留市職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例をここに公布する。

令和6年2月29日

都留市長 堀内 富久

## 都留市条例第1号

都留市会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例及び都留市職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例

(都留市会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例の一部改正)

第1条 都留市会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例(令和元年都留市条例第35号)の一部を次のように改正する。

目次中「期末手当(第25条)」を「手当(第25条・第25条の2)」に改める。

第2条第1項中「及び期末手当」を「、期末手当及び勤勉手当」に改める。

第15条中「第25条」を「次条、第25条及び第25条の2」に改め、同条の次に次の1条を加える。

(フルタイム会計年度任用職員の勤勉手当)

第15条の2 給与条例第39条の規定は、任期の定めが6月以上のフルタイム会計年度任用職員について準用する。

第3章第2節の節名を次のように改める。

### 第2節 手当

第25条中「この条」の次に「及び次条」を加え、同条の次に次の1条を加える。

(パートタイム会計年度任用職員の勤勉手当)

第25条の2 給与条例第39条の規定は、任期の定めが6月以上のパートタイム会計年度任用職員(1週間当たりの勤務時間が著しく少ない者として規則で定めるものを除く。)について準用する。この場合において、給与条例第39条第2項第1号中「勤勉手当基礎額に当該職員がそれぞれその基準日現在(退職し、又は死亡した職員にあっては、退職し、又は死亡した日現在。次項において同じ。)において受けるべき扶養手当の月額及びこれに対する地域手当の月額の合計額を加算した

額」とあるのは「勤勉手当基礎額」と、同条第3項中「基準日現在において職員が受けるべき給料の月額(育児短時間勤務職員等にあつては、その月額を第9条の2に規定する数で除して得た額)及びこれに対する地域手当の月額の合計額」とあるのは「基準日(退職し、又は死亡した職員にあつては、退職し、又は死亡した日)以前6月以内のパートタイム会計年度任用職員としての在職期間における報酬(フルタイム会計年度任用職員との均衡を考慮して市長が規則で定める額を除く。)の1月当たりの平均額」とする。

別表第1から別表第3までを次のように改める。

別表第1(第3条関係)

行政職給料表(1)

職務の級 ＼ 号給	1級	2級
	給料月額	給料月額
	円	円
1	162,100	208,000
2	163,200	209,700
3	164,400	211,400
4	165,500	212,900
5	166,600	214,400
6	167,700	216,200
7	168,800	217,900
8	169,900	219,600
9	170,900	221,100
10	172,300	222,600
11	173,600	224,100
12	174,900	225,600
13	176,100	226,800
14	177,600	228,200
15	179,100	229,600
16	180,700	231,000
17	181,800	232,400
18	183,200	234,000
19	184,600	235,500
20	186,000	236,900
21	187,300	238,100
22	189,600	239,700
23	191,800	241,200

24	194,000	242,600
25	196,200	243,600
26	197,900	245,100
27	199,400	246,400
28	200,900	247,600
29	202,400	248,700
30	203,800	249,700
31	205,200	250,600
32	206,600	251,500
33	208,000	252,400
34	209,300	253,300
35	210,600	254,100
36	211,900	254,900
37	213,200	255,600
38	214,400	256,700
39	215,600	257,900
40	216,700	259,000
41	217,800	260,200
42	218,900	261,400
43	219,900	262,500
44	220,900	263,600
45	221,800	264,700
46	222,700	265,800
47	223,600	266,900
48	224,500	267,900
49	225,400	268,900
50	226,300	269,900
51	227,200	270,900
52	228,100	271,800
53	228,900	272,700
54	229,800	273,600
55	230,700	274,500
56	231,500	275,400
57	231,800	276,300
58	232,600	277,200
59	233,300	278,100
60	233,900	279,000

別表第 2(第 3 条関係)

行政職給料表(2)

職務の級	1 級
------	-----

給 号	給料月額
	円
1	147,100
2	148,100
3	149,100
4	150,100
5	151,200
6	152,300
7	153,400
8	154,400
9	155,300
10	156,400
11	157,500
12	158,600
13	159,500
14	160,600
15	161,800
16	162,900
17	164,000
18	165,400
19	166,700
20	167,900
21	169,000
22	170,200
23	171,400
24	172,600
25	173,700
26	175,200
27	176,700
28	178,200
29	179,600
30	181,000
31	182,500
32	184,000
33	185,400
34	187,100
35	188,800
36	190,500
37	192,200
38	193,300
39	194,700
40	195,800

41	196,800
42	198,200
43	199,400
44	200,600
45	202,100
46	203,100
47	204,000
48	205,100
49	206,200
50	207,200
51	208,100
52	209,100
53	210,200
54	211,200
55	212,100
56	213,000
57	213,900
58	214,500
59	215,200
60	216,000

別表第3(第3条関係)

医療職・看護、保健職給料表

職務の級 ／ 号給	1 級	2 級
	給料月額	給料月額
	円	円
1	183,500	211,000
2	184,900	212,900
3	186,400	214,900
4	187,800	216,800
5	189,300	218,800
6	190,800	220,600
7	192,300	222,400
8	193,800	224,100
9	195,000	225,800
10	196,700	227,200
11	198,300	228,500
12	199,800	229,400
13	201,200	230,800
14	203,200	231,800
15	205,300	232,800

16	207,300	233,700
17	209,300	234,800
18	211,300	236,200
19	213,400	237,600
20	215,400	238,700
21	217,300	239,800
22	219,000	241,400
23	220,700	243,100
24	222,400	244,500
25	223,700	245,700
26	225,000	247,000
27	226,100	248,400
28	227,100	249,700
29	228,200	251,100
30	229,000	252,100
31	229,800	252,900
32	230,500	253,600
33	231,600	254,400
34	232,800	255,300
35	233,900	256,200
36	234,900	256,900
37	235,900	257,600
38	237,200	258,500
39	238,500	259,400
40	239,700	260,300
41	240,500	260,700
42	241,500	261,500
43	242,500	262,300
44	243,500	263,000
45	244,500	263,700
46	245,500	264,400
47	246,400	265,100
48	247,200	265,800
49	248,000	266,500
50	248,900	267,300
51	249,800	268,000
52	250,600	268,900
53	251,200	269,800
54	252,100	270,900
55	253,000	272,000
56	253,800	273,200

57	254,500	274,400
58	255,400	275,800
59	256,000	277,100
60	256,800	278,400

(都留市職員の育児休業等に関する条例の一部改正)

第 2 条 都留市職員の育児休業等に関する条例(平成 4 年都留市条例第 3 号)の一部を次のように改正する。

第 7 条第 2 項中「(地方公務員法第 22 条の 2 第 1 項に規定する会計年度任用職員を除く。)」を削る。

第 8 条中「地方公務員法第 22 条の 2 第 1 項」を「地方公務員法(昭和 25 年法律第 261 号)第 22 条の 2 第 1 項」に改める。

附 則

(施行期日等)

- 1 この条例は、公布の日から施行する。ただし、第 1 条中都留市会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例本則の改正規定及び第 2 条の規定は、令和 6 年 4 月 1 日から施行する。
- 2 この条例による改正後の都留市会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例(以下「改正後の条例」という。)別表第 1 から別表第 3 までの規定は、この条例の施行の日(以下「施行日」という。)において任用されている改正後の条例第 1 条に規定する会計年度任用職員(1 週間当たりの勤務時間が著しく少ない者として市長が定めるものを除く。)であって、継続して 3 月を超える任期が定められているもの及び令和 5 年 4 月 1 日から施行日の前日までの期間においてこの条例による改正前の都留市会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例(以下「改正前の条例」という。)の適用を受ける会計年度任用職員として継続して 3 月を超えて任用されていたものその他これらに準ずる者として市長が定めるものについては、令和 5 年 4 月 1 日から適用する。

(給与の内払)

- 3 改正後の条例別表第 1 から別表第 3 までの規定を適用する場合においては、この条例の規定による改正前の条例の規定に基づき支給された給与は、改正後の条例

の規定による給与の内払とみなす。